

も元典章にも、急遞鋪に關する制度については、主として至元年間のことを採録するに止まり、其の後大徳年間の數條と、至治三年の一條とが存するのみであるから、その變遷の情態を詳知することは出来ない。しかし縱令變遷があつたとしても、その殆んどすべてが當初の制に従つて、依然として步遞の方法を取つたものであつたことは斷じて疑無い。文宗時代に於ける急遞鋪の有様を記した前記オドリクの記事の如きも、この見解に對する有力なる左券とすべきである。

註① Yule, *Travels of Ser Marco Polo*, I, 435.

② 此の聖旨はまた元典章三十七、不入遞目にも見えてゐる。「」の中の三字は通行本に缺字となつてゐるが、こゝにはこの不入遞目に載せてある所に據つて補つて置いた。

③ Yule, *Cathay*. New edition II, 233, note 2.

④ 拙稿蒙古驛傳考（本書五—六頁及び十八—十九頁）參照。

⑤ この條中に九項に分けて收められてある急遞鋪に關する記事は多分例の錯簡であつて、原本の體裁を失つたものに相違ない。元來この九項は同書三十七遞鋪門に屬すべき性質のもので、決して驛站門に屬するものでないことは一見して疑無いところである。こゝには兎も角通行本の區分に従つて引用して置く。

## 七 海 青 牌

### イ 符 牌 の 種 類